



発行 新潟県  
**第 51 号**  
 平成28年7月5日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 773 知事指定薬物の失効（医務薬事課）
- 774 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 775 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 776 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 777 保安林の指定予定（治山課）
- 778 保安林の指定予定（治山課）
- 779 建設業法による営業の停止（監理課）

正 誤

平成28年5月17日付け県報第37号告示第633号中（治山課）



◎新潟県告示第773号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年7月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 1－（3,4－ジメトキシフェニル）－2－（メチルアミノ）プロパン－1－オン（通称名：3,4－D i m e t h o x y m e t h c a t h i n o n e）及びその塩類
- (2) 1－ペンチル－N－（キノリン－8－イル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド（通称名：T H J）及びその塩類
- (3) エチル＝2－[1－（5－フルオロペンチル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド]－3－メチルブタノアート（通称名：5 F－A E B、5 F－E M B－P I N A C A）及びその塩類
- (4) メチル＝2－[1－（4－フルオロベンジル）－1H－インドール－3－カルボキサミド]－3,3－ジメチルブタノアート（通称名：M D M B－F U B I C A）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成28年7月2日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第774号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

平成28年7月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
新潟県立吉田病院	燕市吉田大保町32番14号	整形外科に関する医療	平成28年7月1日
ひだまり薬局	三条市本町5-3-25	薬局	平成28年7月1日
ハート調剤薬局 西山店	柏崎市西山町礼拝字前田 430-2	薬局	平成28年7月1日
全快堂薬局大場沢店	村上市大場沢字三改新田 3770番3	薬局	平成28年7月1日

#### ◎新潟県告示第775号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年7月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	住所	担当する医療の種類	廃止年月日
日本調剤 小出薬局	魚沼市四日町155-1	育成医療・更生医療	平成28年4月30日

#### ◎新潟県告示第776号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成28年7月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
きたしろ薬局	上越市北城町2-3-17	育成医療・更生医療	平成28年7月1日
やますけ調剤薬局 片貝店	小千谷市片貝町5244番地	育成医療・更生医療	平成28年7月1日
アップル薬局 なおえつ店	上越市東雲町1-6-13	育成医療・更生医療	平成28年5月1日

訪問看護ステーション 中条愛広苑	胎内市十二天91番地	育成医療・更生医療	平成28年7月1日
---------------------	------------	-----------	-----------

## ◎新潟県告示第777号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年7月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市南鑑坂1172、1176、1177の2、1235、1237から1242まで、1243の1、1243の2、1244の1、1244の2、1245、1246、1247の1、1247の2、1248の1、1248の2、1249の1、1249の2、1250の1、1250の2、1251の1、1251の2、1252の1、1253、1254、1255の1、1255の2、1256から1258まで、1262の1、1262の2、1263の1、1263の2、1264の1、1264の2、1265の1、1265の2、1265の4、1266の1、1267、1268の1、1269の1、1269の2、1270の1、1270の2、1271の1、1271の2、1272、1273の1、1273の2、1274の1、1274の2、1275の1、1276の1、1276の2、1280、1281、1282の1、1283、1285の1、1285の2、1286、1289の1、1289の3から1289の5まで、1543、1544の2、1544の3、1899、1900、1946、1961、真田甲1439、甲1443、甲1445の1、甲1445の2、甲1446の2、甲1446の5、甲1448、甲1452、甲1453の1から甲1453の3まで、甲1454、甲1455、甲1476の1、北鑑坂1563、1565、1569の2、1571、1572、1574の3、1618の2、1619の2、1621の1、1622、1624、1625の1、1626の1、1627、1628の1、1630、1631、1632の1、1632の2、1632の4、1632の5、1632の7から1632の10まで、1632の12、1632の14、1633、1635、1636、1637の1、1638、1644、1648、1649の1、1649の2、1650の1から1650の4まで、1651の1から1651の5まで、1652、1653、1655から1657まで、1657の1、1658、1659、1659の1、1663、1664の3、1664の4、1665、1666の1、1666の2、1669、1671から1673まで、1674の1、1674の3、1674の4、1676、1678、1679、1680の2、1681、1682、1682の1、1683、1684、1692の1、1692の2、1693の2、1696の10、1711、1712、1712の1、1712の2、1713、1715、1715の1、1716、1716の1、1717、1718の1、1719、1723、1727の2、1727の3、1729、1730、1731の1、1731の2、1742の2、1751、1752、1754、1755の1から1755の3まで、1756から1759まで、1761から1763まで、1764の1、1783の1、1784、1786

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第778号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年7月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市松之山中尾字イリ880の2、881、881の子、882の1、882の2、882の子、883、884、884の子、885、885の子、885の丑、886から888まで、889の1、889の2、889の子から889の寅まで、890、890の1、892、892の子、字クイ2159、2160の1、2160の2、2163の1、2185の2、2187の2、2188、2195、2267から2269まで、字山ノ田2008の子、2012の2、2013、2013の1、2013の2、2014から2016まで、2016の3、2016の4、2017、

2017の子、2018から2023まで、2024の1、2024の2、2025から2027まで、2027の子、2030、2030の3、2033から2037まで、2037の1、2038、2039、2040の甲、2040の乙、2041、2041の子、2042、2042の子、2043、2044の1から2044の3まで、2044の子、2045から2049まで、2049の1、2050から2056まで、2057の1から2057の4まで、2058、2059の1、2059の2、2060、2060の2、2060の子、2060の丑、2061から2064まで、2065の1、2065の2、2066、2066の子、2066の丑、2067の1、2067の2、2067の子、2068から2081まで、2082の1、2082の2、2082の子、2083から2088まで、2090から2095まで、2095の1、2096、2097、2097の1、2098から2101まで、2101の1、2102から2106まで、2106の1、2107、2108、2109の1、2109の2、2123から2125まで、2125の子、2125の丑、2126、2128から2135まで、2136の1から2136の4まで、2137、2138の1から2138の3まで、2139、2140の1、2140の6、2140の8、2141、2142の1、2142の2、2143、2144の1、2144の2、2145から2148まで、2149の1、2149の2、2150から2158まで、2200の1、2200の2、2201、2202の1、2202の2、2203の1、2203の2、2204の1、2204の2、2205の1、2205の2、字入沢2199、2206、2206の子、2208の1、2208の2、2208の子、2208の丑、2210、2211の1から2211の3まで、2212、2212の1、2212の丑、2213、2214の1から2214の3まで、2214の子、2214の丑、2215から2220まで、2220の1、2220の子、2225の1、2226から2228まで、2228の子、2229から2232まで、2243、2260、2260の子、2263、2264の1、2265、2266、2274、2274の子

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第779号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

平成28年 7 月 5 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 処分をした年月日 平成28年 6 月28日

2 被処分者の商号、代表者の氏名 有限会社山芳工業 取締役 山田 芳秋

3 主たる営業所の所在地 五泉市川内347

4 許可番号 新潟県知事（般-26）第12975号

5 処分の内容

(1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部

(2) 停止を命ずる期間 平成28年 7 月13日から平成28年 7 月15日までの 3 日間

6 処分の原因となった事実

有限会社山芳工業の取締役は、平成26年12月 7 日、五泉市川内字上川原847番丑の土地において、廃棄物である木くず等約0.496立方メートルを焼却した。この件について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反するとして、平成27年 3 月30日に新津簡易裁判所から、罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定している。このことが建設業法第28条第1項第3号に該当する。

正 誤

平成 28 年 5 月 17 日付け新潟県告示第 633 号（保安林の指定予定）中

ページ	行	誤	正
6	27	458の子から寅まで	458の子から458の寅まで